

『ひろしま型地域貢献企業認定制度』 申請の手引



趣旨

広島市では、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、**地域貢献活動**に積極的な**企業等**を「ひろしま型地域貢献企業」として認定し、認定マークの付与や本市ホームページへの掲載等を行うことにより、企業等やその従業員の地域貢献活動を支援しています。

地域貢献活動とは

各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動のことです。

企業等とは

企業のほか、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第3の「協同組合等」に該当するものをいいます。

申請受付、問合せ先

広島市企画総務局コミュニティ再生課

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎 11階

電話：082-504-2125

メール：community@city.hiroshima.lg.jp

広島市HP ■ ページ番号

290618

検索

1 対象となる企業等

次の企業等が対象となります。

- (1) 広島市内（以下「市内」という。）で事業を営む企業等
- (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
- (3) 市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) その他市長が適当であると認めたもの

※ ただし、次の企業等は対象外となります。

- ① 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等
- ② 公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等
- ③ 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等
- ④ 暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等）と関係を有している企業等
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中の企業等
- ⑦ 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業等
- ⑧ 広島市競争入札参加資格者氏名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている企業等
- ⑨ 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している企業等
- ⑩ その他市長が適当でないと認める企業等

2 認定の基準

企業等が次のいずれかに該当する場合に認定します。

【認定基準1】

従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。

【認定基準2】

企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。

【注意事項】

地域貢献活動とは、各種地域団体と連携している活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動をいいます。企業独自の活動や地域団体と無関係な活動は対象外となりますのでご注意ください。

地域貢献活動休暇とは

企業等の従業員等が、各種地域団体の運営援助や、各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など、地域課題を解決する活動への従事のために取得できる有給休暇のことです。ただし、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除きます。

広島広域都市圏とは

広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの28市町で構成されています。

（構成市町）○広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

○山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 ○島根県：浜田市、美郷町、邑南町

3 対象活動及び個別要件

認定の対象となる活動と認定の個別の要件は次のとおりです。

認定基準	【基準1】従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと	【基準2】企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと
対象活動	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 企業等が地域貢献活動休暇制度を整備していること。</p> <p>(2) 従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、地域貢献活動を行った実績があること。</p>	<p>企業等が次のいずれかの地域貢献活動を行っていること。</p> <p>(1) 人的支援 各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした、個人事業主の活動や従業員の派遣など</p> <p>(2) 金銭的・物的支援 各種地域団体が参画する地域課題を解決する活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした寄附・協賛（1件10,000円（相当）以上のものに限る。）</p> <p>(3) 連携協定の締結等（地域課題解決に資する、企業等と各種地域団体の協定書の締結等、その他市長が適当と認める活動）</p>
個別要件	<p>(1) <u>地域貢献活動休暇を取得できる従業員数^{※1}が100人以上の企業等については、申請の日前1年以内に4人^{※2}以上の実績があること。</u></p> <p>(2) <u>地域貢献活動休暇を取得できる従業員数^{※1}が100人未満の企業等については、申請の日前1年以内に2人^{※2}以上の実績があること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 従業員数100人以上の企業 <u>年間4人以上</u></p> <p>(2) 従業員数100人未満の企業 <u>年間2人以上</u></p> </div>	<p>(1) <u>従業員数^{※1}が100人以上の企業等については、申請の日前1年以内に6回^{※3}以上活動していること。</u> (ただし、金銭的・物的支援は2回を上限とし、同一団体への2回以上の支援は1回と計上する。)</p> <p>(2) <u>従業員数^{※1}が100人未満の企業等については、申請の日前1年以内に2回^{※3}以上活動していること。</u> (ただし、金銭的・物的支援は1回を上限とする。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 従業員数100人以上の企業 <u>年間6回以上</u> ※金銭的・物的支援は2回を上限とし、同一団体への2回以上の支援は1回と計上する。</p> <p>(2) 従業員数100人未満の企業 <u>年間2回以上</u> ※金銭的・物的支援は1回を上限とする。</p> </div>

※1 申請単位における従業員数（本店等申請の場合は企業等全体の従業員、事業所単位申請の場合は当該事業所の従業員）をいい、パート・アルバイト等を含みます。

※2 同一従業員が複数回休暇を取得し活動を行っている場合でも、1人の実績として計上します。

※3 認定の対象となった活動については、更新等の際に重複して活動実績として計上することはできません。また、連携協定の締結についても、その締結をもって1回と計上し、当該協定の趣旨が大きく変わる協定の変更等を除き、更新等の際に活動実績として計上することはできません。

地域貢献活動の例

【基準 1】 従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

区分		活動例
地域の活動 地域貢献活動休暇を取得した従業員	各種地域団体の運営援助	従業員の A さんが地元町内会の役員をしており、金曜日に会社の地域貢献活動休暇を取得して、夕方から行われる定例会の資料準備や回覧板の作成を行った。
		従業員の B さんが地元青少年健全育成連絡協議会の役員をしており、自治会等と共同で開催する夏祭りを公園で行うために、火曜日の午前中に会社の多目的休暇を取得して区役所に公園の使用許可申請を行った。
	地域課題を解決する活動への従事	連合町内会会員の従業員の C さんが、連合町内会が定期的に行っている河川敷の草刈り・清掃活動に、会社の地域貢献活動休暇を取得して参加した。
		地元自主防災会の役員をしている従業員の D さんが、週末に行われる地元の防災訓練に向けて、木曜日に会社の地域貢献活動休暇を取得して機材調整等の準備を行った。

【基準 2】 企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

区分		活動例
(1) 人的支援	各種地域団体の運営援助	地元の連合町内会が夏祭りに新たな企画のアイデアに困っていたので、企画会議から従業員が参加し、地元と一緒に新しいイベントを実施した。
		地元子ども会が開催するバザーの開催案内を作りたいとの話があったので、チラシやポスターをデザインすることが得意な従業員にお願いして、チラシを作った。
		地区社会福祉協議会が管理する集会所の敷地内にある樹木のせん定を年に数回無償で奉仕している。
	地域課題を解決する活動への従事	地元防犯組合が毎週行っている防犯パトロールと不法投棄監視活動に、交代で従業員を参加させている。
(2) 金銭的・物的支援		地元地域団体が定期的に行っている河川敷の草刈り・清掃活動で、資材やごみの運搬にトラックが必要だとの話があったため、会社で所有している 4 t トラックを 1 日無償で貸し出した。なお、通常のレンタカーであれば 1 万円を超える借り上げ料となる。
		地元の連合町内会が例年通り夏祭りを行うので、何か協力してほしいとの依頼があったが、準備に従業員を参加させることができない日程だったため、協賛金（20,000 円）による支援をした。
(3) 連携協定の締結等		地元連合町内会と、大雨による洪水や土砂災害等が発生した場合に、自社の駐車場や建屋を一時避難場所として提供する旨の協定書を締結した。
		地元地域団体が連携して毎年行う秋祭りの際に使用するお神輿を、自社の倉庫の一角に無償で保管する旨の覚書を締結した。
		住宅団地内に商業施設がなく、車の運転ができない高齢者が増えてきたことから、買い物弱者対策として地元町内会が市内のスーパーと移動販売車を巡回させる協定を締結した。また同様に、地元町内会が市内業者とキッチンカーを巡回させる協定を締結した。

(注) 【基準 2】 については、企業等が複数回地域貢献活動を行った場合においても、当該活動が一連のものである場合や、短時間かつ継続的な概ね同一の活動である場合等で複数回計上することが適当でないとは判断する場合は、1 回として計上します。

※ ただし、次の活動は対象となりません。

- ① 専ら営利や宣伝を目的とした活動
- ② 専ら特定個人の利益を目的とした活動
- ③ 政治又は宗教を目的とした活動
- ④ 地域における公益性、公共性を著しく欠く活動
- ⑤ 参加・協力の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動
- ⑥ その他市長が適当でないとする活動

4 認定の申請、申請単位等

認定のための申請の方法や申請単位等は次のとおりです。

(1) 申請方法

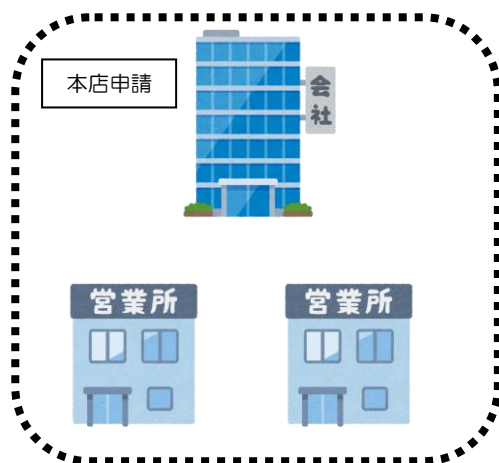
認定を受けようとする企業等は、「ひろしま型地域貢献企業認定申請書」等の必要な書類をコミュニティ再生課に提出してください。

(2) 申請単位

申請は本店等が企業等として行ってください。ただし、本店等が企業等として申請を行わない場合には、市内の支店・営業所等の事業所単位でも行うことができます。

(3) 認定の範囲（認定された場合、次の範囲が認定の対象となります。）

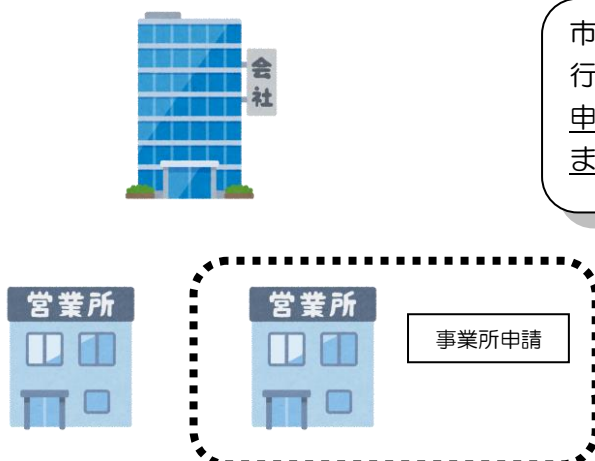
ア 本店等が企業等として申請を行い、認定を受けた場合



本店等が企業等として申請を行い、認定を受けた場合は、本店に加えて、すべての事業所が認定の対象となります。

「ひろしま型地域貢献企業」認定

イ 市内の支店・営業所等の事業所単位で申請を行い、事業所単位で認定を受けた場合



市内の支店・営業所等の事業所で申請を行い、事業所単位で認定を受けた場合は、申請した事業所だけが認定の対象となります。

「ひろしま型地域貢献企業」認定

5 認定の審査、決定

認定のための申請があった場合、次のとおり審査し、認定を決定します。

(1) 認定の審査

申請があった場合、上記「2 認定の基準」及び「3 対象活動及び個別要件」に適合するか審査を行います。

(2) 認定の決定

審査の結果、認定を決定した場合は、「ひろしま型地域貢献企業認定通知書」により通知するとともに、「ひろしま型地域貢献企業認定証」を交付します。

なお、審査の結果、認定しないことを決定した場合は、「ひろしま型地域貢献企業不認定通知書」により通知します。

6 認定のメリット

認定した場合、次のメリットがあります。

(1) 名称及び認定マーク等の使用

認定を決定した企業等（以下「認定企業等」という。）は、「ひろしま型地域貢献企業」の名称及び認定マークのデザイン等（以下「認定マーク等」という。）を認定企業等の広報媒体等に使用することができます。

なお、認定マーク等を使用する認定企業等は、別に定める使用許可が必要です。

（※認定マークは令和5年2月頃決定する予定であり、認定マークの使用はそれ以降となります。）

(2) 本市ホームページ内の特設サイトへの掲載

本市ホームページに企業名や活動内容等を掲載します。

(3) 本市における入札制度への優遇措置

本市の建設工事に係る競争入札参加資格の認定審査において、加点があります。

7 認定内容の変更

認定企業等の認定内容に変更があった場合、届出が必要です。

認定企業等は、企業名、所在地、連絡先、ホームページアドレス等に変更があったときは、速やかに「ひろしま型地域貢献企業認定変更届出書」をコミュニティ再生課に提出してください。

※ 従業員数が変わった場合については、届出の必要はありません。

8 認定の解除、取消し

認定企業等が認定の解除を希望する場合、届出が必要です。

(1) 認定の解除

認定企業等は、上記「1 対象となる企業等」でなくなったとき、又は認定の解除を希望するときは、「ひろしま型地域貢献企業認定解除届出書」をコミュニティ再生課に提出してください。

届出があった場合は認定を解除し、「ひろしま型地域貢献企業認定解除通知書」により通知します。

なお、認定を解除された企業等は、速やかに認定証を返還していただくとともに、認定マーク等の使用を中止してください。

(2) 認定の取消し

認定企業等が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- ① 倒産、解散等の事由により認定企業等が存在していないことが判明したとき。
- ② 「1 対象となる企業等」でなくなったにもかかわらず、届出がないとき。
- ③ 虚偽その他不正な手段により認定を受けたと判明したとき。
- ④ ひろしま型地域貢献企業認定制度実施要綱の遵守を怠ったとき。
- ⑤ その他市長が必要と認めるとき。

認定を取り消したときは、「ひろしま型地域貢献企業認定取消通知書」により通知します。認定を取り消された企業等は、速やかに認定証を返還するとともに、認定マーク等の使用を中止してください。

なお、認定を取り消された企業等は、認定を取り消された年度においては、再度認定の申請を行うことはできません。

9 認定期間

認定企業等の認定期間は次のとおりです。

認定の期間は、申請の日の属する年度の翌年度3月31日までとなります（「10 更新申請」の場合を除く。）。

なお、更新申請をしない企業等は、認定の期間終了後、認定証を返還するとともに、認定マーク等の使用を中止していただきます。

10 更新申請

認定企業等が更新を希望する場合は、更新申請が必要です。

認定の更新を希望する企業等は、「ひろしま型地域貢献企業認定更新申請書」に必要な書類を添えて、認定期間終了の日の3か月前までにコミュニティ再生課に提出してください。

なお、更新申請について認定を決定した場合の認定期間は、更新申請の日の属する年度の翌々年度3月31日までとなります。

11 申請時等に提出する書類

認定の申請や更新等に当たっては、次の書類を提出する必要があります。

(1) 認定申請時及び更新申請時

【認定基準1】

従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

- ① ひろしま型地域貢献企業認定申請書（様式第1号）
 - ※ 更新申請の場合は「ひろしま型地域貢献企業認定更新申請書（様式第12号）」
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 地域貢献活動休暇の制度を整備していることが分かる就業規則等の写し（就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等）
- ④ 地域貢献活動参加報告書（様式第3号）（企業等において、様式第3号と同等の内容を記載した書類を作成している場合は、当該書類）
 - ☆ 地域貢献活動参加報告書には、活動ごとに以下の書類を添付してください。

〔添付書類〕

- ・ 地域貢献活動休暇の取得実績等がわかる書類
地域貢献活動休暇取得に係る休暇簿や休暇取得申請書を提出してください。
また、地域貢献活動休暇の取得申請の際に、各種地域団体の詳細がわかるもの（団体規約、団体広報紙など）や、従事する活動内容等がわかる書類（チラシ・案内など）を受領している場合は、当該書類の写しも添付してください。

※ その他、入手している場合に提出していただく書類

- ・ 活動写真等

注意事項

- ※ 従業員名などを除いて、広島市ホームページで公表する場合があります。
- ※ 添付いただいた活動写真等についても広島市ホームページに掲載することがありますので、個人情報や著作権、肖像権の侵害にご注意ください（必要に応じて、各種地域団体や被写体等の同意を得てください）。

⑤ その他市長が必要と認める書類

【認定基準 2】

企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

- ① ひろしま型地域貢献企業認定申請書（様式第1号）
※ 更新申請の場合は「ひろしま型地域貢献企業認定更新申請書（様式第12号）」
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 地域貢献活動実績報告書（様式第4号）
☆ 地域貢献活動実績報告書には、活動ごとに以下の書類を添付してください。

〔添付書類〕

- 人的支援の場合
 - ・ 活動写真等
 - ・ 企業等が活動したことを各種地域団体が確認した書類
企業等として活動したことについて、各種地域団体の方に確認していただく書類です（企業等名、活動日時、活動内容、各種地域団体のうち1団体の団体名及び構成員の署名があるもの。様式不問。）。
広島市ホームページにひな形を掲載しています。
- 金銭的・物的支援の場合
 - ・ 各種地域団体の受領書
- 連携協定の締結等の場合
 - ・ 連携協定等（覚書を含む。）の写し

※ その他、入手している場合に提出していただく書類

- ・ 活動主体の各種地域団体の詳細がわかるもの（団体規約、団体広報紙など）

注意事項

- ※ 従業員名などを除いて、広島市ホームページで公表する場合があります。
- ※ 添付いただいた活動写真等についても広島市ホームページに掲載しますので、個人情報や著作権、肖像権の侵害にご注意ください（必要に応じて、各種地域団体や被写体等の同意を得てください）。

④ その他市長が必要と認める書類

(2) 認定内容の変更（認定企業等の名称、所在地等に変更があった場合）

- ① ひろしま型地域貢献企業認定変更届出書（様式第8号）

(3) 認定の解除（認定企業等が認定の対象となる企業等でなくなったとき、又は認定の解除を希望するとき）

- ① ひろしま型地域貢献企業認定解除届出書（様式第9号）

12 認定制度の流れ

【認定基準 1】

<p>①休暇制度の整備</p>	<p>○従業員が地域貢献活動に取得できる有給休暇制度（地域貢献活動休暇制度）を整備します。</p>				
<p>②地域貢献活動休暇の取得、地域貢献活動の実施</p>	<p>○従業員が地域貢献活動休暇を取得して、地域貢献活動を行います。</p> <p>【認定基準】</p> <table border="1" data-bbox="703 528 1353 611"> <tr> <td>(1) 従業員数 100 人以上の企業等</td> <td>年間 4 人以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 従業員数 100 人未満の企業等</td> <td>年間 2 人以上</td> </tr> </table>	(1) 従業員数 100 人以上の企業等	年間 4 人以上	(2) 従業員数 100 人未満の企業等	年間 2 人以上
(1) 従業員数 100 人以上の企業等	年間 4 人以上				
(2) 従業員数 100 人未満の企業等	年間 2 人以上				
<p>③認定の申請 （※更新の場合は、認定期間満了の 3 か月前までに更新申請）</p>	<p>○認定基準を満たす場合、「ひろしま型地域貢献企業認定申請書」等の必要な書類をご提出ください。</p>				
<p>④認定 （※認定期間は申請の日の属する年度の翌年度 3 月 31 日まで（更新の場合は翌々年度 3 月 31 日まで））</p>	<p>○審査の結果、認定を決定した場合は、認定証を交付します。</p> <p>○認定企業等は、次のメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称及び認定マークの使用 ・本市ホームページ内での紹介 ・入札制度における優遇措置（建設工事に係る競争入札参加資格の認定審査における加点） 				

【認定基準 2】

<p>①地域貢献活動の実施</p>	<p>○企業等が次の地域貢献活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的支援 ・金銭的・物的支援 ・連携協定の締結等 <p>【認定基準】</p> <table border="1" data-bbox="703 1417 1353 1603"> <tr> <td>(1) 従業員数 100 人以上の企業等</td> <td>年間 6 回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※金銭的・物的支援は 2 回を上限とし、同一団体への 2 回以上の支援は 1 回と計上する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 従業員数 100 人未満の企業等</td> <td>年間 2 回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※金銭的・物的支援は 1 回を上限。</td> </tr> </table>	(1) 従業員数 100 人以上の企業等	年間 6 回以上	※金銭的・物的支援は 2 回を上限とし、同一団体への 2 回以上の支援は 1 回と計上する。		(2) 従業員数 100 人未満の企業等	年間 2 回以上	※金銭的・物的支援は 1 回を上限。	
(1) 従業員数 100 人以上の企業等	年間 6 回以上								
※金銭的・物的支援は 2 回を上限とし、同一団体への 2 回以上の支援は 1 回と計上する。									
(2) 従業員数 100 人未満の企業等	年間 2 回以上								
※金銭的・物的支援は 1 回を上限。									
<p>②認定の申請 （※更新の場合は、認定期間満了の 3 か月前までに更新申請）</p>	<p>○認定基準を満たす場合、「ひろしま型地域貢献企業認定申請書」等の必要な書類をご提出ください。</p>								
<p>③認定 （※認定期間は申請の日の属する年度の翌年度 3 月 31 日まで（更新の場合は翌々年度 3 月 31 日まで））</p>	<p>○審査の結果、認定を決定した場合は、認定証を交付します。</p> <p>○認定企業等は、次のメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称及び認定マークの使用 ・本市ホームページ内での紹介 ・入札制度における優遇措置（建設工事に係る競争入札参加資格の認定審査における加点） 								

13 主なQ&A

Q 1 ボランティア休暇と地域貢献活動休暇の違いは何でしょうか。

A 1 地域貢献活動休暇は、従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇（労働基準法に基づく年次有給休暇を除く。）をいいます。

一方、ボランティア休暇は、従業員等が国際協力活動やスポーツ大会の支援活動、大規模災害の復興支援活動など、幅広くボランティア活動を行う場合に取得できる休暇をいうため、地域貢献活動も対象に含んでいる場合が多くなっています。

なお、本制度においては、地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇と定義していることから、ボランティア休暇であっても地域貢献活動を対象としている場合は、地域貢献活動休暇を含んだ制度としてみなすこととしています。

Q 2 企業が町内会主催のお祭りに出店することは、地域貢献活動（【認定基準 2】の人的支援）に含まれますか。

A 2 当該お祭りへの出店が、通常の企業等の活動の一環ではなく、例えば地域のにぎわいづくりを目的としたものであれば、出店自体が地域貢献活動に該当します。ただし、その出店が、専ら企業等の営利や宣伝を目的としている場合は、対象外となります。

Q 3 P T Aが行っている通学中の子どもの見守り活動に、学校の登校日であれば企業の従業員が毎朝 15 分程度参加している場合、参加した回数分、【認定基準 2】の活動実績報告として計上できますか。

A 3 地域貢献活動といっても、様々な活動態様があり、一つのイベントや事象において様々な種類の活動を行う場合や、比較的短時間の活動を定期的に行っている場合なども想定されます。そのような場合において、同一活動を活動日が異なるため別活動として計上することや、同時に行っている活動を活動種別が違うため別活動として計上することは、他の活動と比較して計上が容易となる等、適当でない場合も考えられます。

そのため、企業等が複数回地域貢献活動を行った場合においても、当該活動が一連のものである場合や、短時間かつ継続的な同一の活動である場合等で複数回計上することが適当でないと判断する場合は、1回と計上することとしており、問合せの事例であれば、見守り活動全体をもって1回と計上することとなります。

Q 4 コンビニ等の本店が認定を受ける場合、そのフランチャイズ加盟店は申請の範囲内に含まれますか。

A 4 フランチャイズ契約は、加盟店とチェーン本部がそれぞれ独立した事業者として、各々の責任において締結するものであり、加盟店は本部事業者の社員ではなく、あくまでも独立した事業者となります。したがって、申請した本店とは別企業（別事業主）であることから、申請の範囲外となります。このため、コンビニの本店が認定を受けても、フランチャイズ加盟店は別途認定を受けることができます。

申請受付、問合せ先

広島市企画総務局コミュニティ再生課

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 市役所本庁舎 11 階

電話：082-504-2125

メール：community@city.hiroshima.lg.jp

広島市HP

■ ページ番号

290618

🔍 検索